

第 6 回宮古市農業委員会
総 会 議 事 録

宮古市農業委員会

第6回宮古市農業委員会総会議事録

令和6年10月25日、第6回総会は市役所2-1会議室に招集された。

1. 開会日時 令和6年10月25日(金)午後1時30分

2. 閉会日時 令和6年10月25日(金)午後1時50分

3. 出席委員は次のとおりである。(出席委員 10名)

1番 去石 徹 委員	2番 田代 寛子 委員	3番 福士 永輝 委員
4番 飛澤 教男 委員	5番 中野 正隆 委員	6番 竹野 牧子 委員
7番 去石 一伸 委員	8番 坂本 久子 委員	9番 山崎 安人 委員
10番 阿部 剛夫 委員		

4. 欠席した委員はない。

5. 事務局出席者は次のとおりである。

事務局長	荒川 東永
次 長	小野寺 泉
農地利用最適化事務専門員	山桑 成美

6. 会議に付した事件

日程第1 議事録署名委員及び書記の指名

日程第2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について

日程第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について

議案第2号 宮古市農用地利用集積計画を定めることについて

— 午後 1 時 30 分 開会 —

議 長
(阿部剛夫会長)

定刻となりました。
現在、委員 10 名中 10 名の出席です。
宮古市農業委員会会議規程第 11 条の定足数に達しておりますので、これより第 6 回宮古市農業委員会総会を開会いたします。

議 長

次に、「宮古市農業委員会憲章 6 番」を朗読いたします。
憲章を読み上げますので、復唱願います。

(宮古市農業委員会憲章 6 番朗読)

議 長

ありがとうございます。
それでは、日程第 1、議事録署名委員及び書記の指名を行います。
お諮りいたします。議事録署名委員及び書記の指名につきましては、宮古市農業委員会会議規程第 13 条により、議長から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議事録署名委員には 2 番田代委員と 3 番福士委員を、書記には事務局の小野寺次長を指名いたします。

議 長
(報告第 1 号)

次に、日程第 2、報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について」を事務局より報告願います。
小野寺次長。

小野寺次長

議案書の 1 ページをお開き願います。
(議案書の報告第 1 号を朗読)
今回は 3 件の届出を受理しております。すべて相続による所有権移転で、農業委員会によるあっせんの希望はございませんでした。
それでは届出合計を読み上げて報告いたしますので 2 ページをお開き願います。
(議案書を朗読して報告)

議 長

報告が終わりました。
報告ではございますが、皆さんから質問がありましたらお受けいたします。
なお、発言の際は、はじめに議席番号とお名前をお願いいたします。
どなたかございませんか。
福士委員。

3 番福士委員

3 番福士です。
3 番目の権利を取得した日が期間で記載してありますが、どういうことですか。

議 長	小野寺次長。
小野寺次長	議案に記載の日付は、届出書に記載があったものでございます。委員お尋ねの内容につきましては、届出事項ではないため把握しておりませんのでご了承ください。
議 長	福士委員。
3 番福士委員	そうすればその日を特定できなかったということですか。
議 長	小野寺次長。
小野寺次長	届出書に記載の日付に係る詳細は、農業委員会として把握できる事項ではございませんのでお答えいたしかねますが、そのように推測はできるかもしれません。
議 長	その他ございませんか。
	(「なし」の声あり)
議 長 (議案第1号)	次に、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。 付議番号1番について事務局より説明願います。 荒川事務局長。
荒川事務局長	議案書の3ページをお開き願います。 (議案書の議案第1号を朗読) それでは、付議番号1番についてご説明いたします。所在図は1ページ、資料のナンバー1の1をご参照願います。 (議案第1号付議番号1番を議案書の朗読により説明) 次に資料ナンバー1の1をお開き願います。 現地調査につきましては、10月16日に月当番委員の飛澤委員、地区担当推進委員の伊藤正委員と事務局の私で行っております。 1の農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)の農地の種類は、第3種農地に該当します。申請地は■■■駅から西方約180mに位置する市街地の区域内の農地です。(2)から(4)までは、転用許可基準からみて、いずれも適当又は確実と認められるものでございます。(5)から(8)までは、該当はございません。 続いて、2の他法令関連事項欄でございます。(1)は、該当ございません。(2)の都市計画法との関連は、計画区域内でございます。また、地域地区の種類は、指定なしでございます。(3)の農振地域整備計画との関連は、振興地域内でございますが、農用地区域外でございます。(4)の他法令による許認可との関連は、該当ございません。 以上の調査結果は、転用許可基準を満たしており、3の調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。

	なお、地区担当推進委員の伊藤正委員は、異議がないということでございました。 説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。
議 長	次に、月当番の4番飛澤委員に発言を許します。 飛澤委員。
4番飛澤委員	4番飛澤です。 ただ今の事務局の説明のとおりで問題ないものと見て参りました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これより、質疑、討論に入ります。質問、ご意見はございませんか。 福士委員。
3 番福士委員	3 番福士です。 農地面積と資材・重機置場面積がかなり違うようですが、何かあるんですか。
議 長	荒川事務局長。
荒川事務局長	今回、畑の 1,194 m²と併せて、周辺の宅地等も併せて資材置場にするということでございます。
議 長	福士委員。
3 番福士委員	そうすれば、この 1,194 m²は全部貸すという解釈でよろしいですね。
議 長	荒川事務局長。
荒川事務局長	はい。そうです。
議 長	その他ございませんか。 (「なし」の声あり)
議 長	質問、意見ないようですので、付議番号1番の審議を終わります。
議 長	次に、付議番号2番について事務局より説明願います。 荒川事務局長。
荒川事務局長	次に、付議番号2番についてご説明いたします。議案書の3ページをお開き下さい。 (議案第1号付議番号2番を議案書の朗読により説明) 次に、資料ナンバー1の2をご覧願います。

	現地調査につきましては、10月16日に月当番委員の飛澤委員、地区担当推進委員の大川原委員と事務局の私で行っております。 1の農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)の農地の種類は、第3種農地に該当します。申請地は、■■■出入口から東方約160mに位置する市街地の区域内の農地となります。(2)から(4)までは、転用許可基準からみて、いずれも適当又は確実と認められるものでございます。(5)から(8)までは、該当はございません。 続いて、2の他法令関連事項欄でございます。(1)は、該当ございません。(2)の都市計画法との関連は、計画区域外で地域地区の種類は「指定なし」でございます。(3)の農振地域整備計画との関連は、振興地域内でございますが、農用地域外でございます。(4)の他法令による許認可との関連は、該当ございません。 以上の調査結果は、転用許可基準を満たしており、3の調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。 なお、地区担当推進委員の大川原委員は、異議がないということでございました。 説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。
議 長	次に、月当番の4番飛澤委員に発言を許します。
4番飛澤委員	飛澤委員。
	4番飛澤です。
	ただ今の事務局の説明のとおりで問題ないものと見て参りました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。
	これより、質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。
	(「なし」の声あり)
議 長	質問、意見がないようですので、付議番号2番の審議を終わります。
議 長	以上で、議案第1号の審議を終了いたしました。
	これより、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を採決いたします。
	お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成です。
	よって、議案第1号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。
議 長 (議案第2号)	次に、議案第2号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を議題といたします。

	事務局より説明願います。 小野寺次長。
小野寺次長	議案書の４ページをご覧ください。 (議案２号付議番号１番から３番を議案書の朗読により説明)
議 長	説明が終わりました。 これより、質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見はございませんか。 (「なし」の声あり)
議 長	質問、意見がないようですので、これで議案第２号の審議を終了いたします。
議 長	これより、議案第２号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を採決いたします。 お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議 長	賛成多数です。 よって、議案第２号は原案のとおり決定いたしました。
議 長	以上をもちまして、本日予定した日程のすべてを終了いたしました。 これをもちまして、第６回宮古市農業委員会総会を閉会といたします。 ありがとうございました。

— 午後１時５０分 閉会 —

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため、宮古市農業委員会会議規程第３０条第２項の規定により署名押印いたします。

令和 年 月 日

会 長 阿部 剛夫

署名委員 田代 寛子

署名委員 福士 永輝